

## 大坂御金蔵銀為替の中絶始末(上)

——「田沼期」の問題によせて——

中井信彦

はじめに

歴史における時代区分の問題は、その指標の求め方によっておのずから異ならざるを得ない。研究者はそれぞれ固有の問題意識や研究分野をもち、またそれぞれに視角や方法をもっているから、その発言は異なった次元で行なわれ、時代区分という総括的作業を困難なものとしがちである。個別研究の密度が増すほど、この困難さはいっそう増すともいえる。しかし、このような傾向は、実は個別研究そのもののうちにある誤りに起因するのであり、個別研究そのものを袋小路に追い込む以外の途でしかない。

解決への途は、時代区分のための諸指標を具体的に統一すること、そして個別研究の成果の現段階において諸指標を統合した各時期の社会の全体像の再構成を試みることに、さらにそのようにして再構成された全体像とそれに基づく時代区分があくまでもその研究段階での仮説であることを自他ともに認めつつ、個別研究の深化を精力的に進めることで、仮説の修正、確立を計ることにあると思われる。

時代区分のための指標が単一でないことはいうまでもない。ウクラードの問題に基本があることは勿論としても、歴史のもつ豊かさは、そのみで解き得るものではない。政治、思想、芸術等々の「文化」と土台との関連性と緊張

関係、歴史の多様性の弁証法的統一ないし結び目としての階級闘争の位置づけなど、複数の指標の総合の上でのみ時代区分はなされなければならないし、その前段階の作業としての時期的な全体像の再構成もなされる必要がある。<sup>(1)</sup>

(1) 時代区分論に関する文献は多いが、さし当たり遠山茂樹「時代区分の根拠と問題点」(『岩波講座日本歴史』、別巻I所収)を参照。

かつて、わたくしは一八世紀前半を対象として、幕藩体制の全体像を再構成してみようと試みたことがある。<sup>(1)</sup> その場合、この時期をもって幕藩体制の「確立期」であるとき、そこに幕藩体制の「理念型」を描いてみようとしたのであった。一八世紀の前半といえ、幕藩制の前段階である織豊政権期からおよそ一七〇年、幕藩政権の成立からでも一〇〇年余を経た時期である。その間の各時期においても、それぞれの全体像が当然再構成されるべきものであり、それらをもって一八世紀前半のそれへの単なる過渡的状态であるとみるべきものでないことは勿論である。現にその間の時期区分に関する諸説が示されていることは知られる通りであり、それ自身に大きな意味があることを、わたくしも認める。そうした立場から、一八世紀前半をもって幕藩体制の「確立期」であるとするわたくしの判断は修正を要するかも知れないことを自認してはいる。けれども、一八世紀の前半と後半との間に、幕藩体制の枠内での一つの明確な区画線が存在するのではないかという仮説そのものを放棄する理由を、少なくとも現在のわたくしは見出さない。いわゆる「宝暦—天明期の歴史的位<sup>(2)</sup>置」の問題は、依然としてその重要さを失わないと考えるのである。一九六五年度の歴史学研究会近世部会が共通テーマとして、この時期を「維新変革の起点」という視点で取上げたのも、近代社会の母体としての幕藩制社会の変動のうちで、維新の社会変革につらなるものの起点をそこに見出そうとする意図に出たものであったろう。<sup>(2)</sup> それは直接的には林基の力作「宝暦—天明期の社会情勢」<sup>(3)</sup>における階級闘争の視点からの画期的設定——その基底に前期プロの形成という理解がある——にうながされた面があるかと思える。林論文は優れた

構成力をもつ反面、この時期の生産力段階の認定に疑問の余地を残していると思われるが、同論文をして仮りに誤謬に導いたものがあるとすれば、その責めは論者に帰せられるべきものではなく、上記の「結び目」としての階級闘争という諸指標の一つからのアプローチを完全なものとなし得なかつた全体像の再構成の欠如にこそ帰せらるべきである。

(1) 拙著『幕藩社会と商品流通』。

(2) 『歴史学研究』二九八、二九九、三〇〇、三〇四各号参照。

(3) 『岩波講座日本歴史』近世4所収。

時代区分のための複数の諸指標の一つとして、権力の階級的 성격が挙げられる。それは特に経済政策の面で把えやすいはずである。ただし、その場合留意しなければならないのは、権力がいかなる階級的利益の配慮のもとに政策を打出したかという点のみを考慮したのでは決して充分でないことである。政策の意図された意味は、もとより重要である。ただその際に、その意図された政策がいかなる機能を果たしたかが問題になることは当然として、その機能は、単に意図された目的に合致した、いわゆる「順機能」と並んで、意図されなかつた機能としての「潜在的機能」や、意図した目的に反した「逆機能」が同時に検討されなければならないし、意図された目的に対して「無機能」である場合も考慮に入れられねばならない。<sup>(1)</sup>

(1) このような機能分析は、いうまでもなく現代アメリカ社会学の構造機能分析理論である。それは既存の社会制度が秩序を維持・持続するために、内包する変動の諸因子——矛盾の変造語に他ならない——を抑制し、またそれに適応していくために働くものとしての「機能」の分析であり、危機における体制維持の理論体系以外のものではない。しかし、その分析手法をあえて歴史分析に、それが本来もっている性格と切離して、導入することの有効性を認めるのである。

本稿は、現代の、そして未来のための学問としての歴史学にとって不可欠な時代区分の課題に寄与するための礎石

となるべき、時代の全体像を再構成する作業の一過程として、一八世紀後半の幕藩権力の経済政策とその機能とを取扱おうとする論文の断片である。ここで取上げるのは宝暦一二年（一七六二）四月に始められ、五年後の明和四年（一七六七）六月に解除された大坂御金蔵銀御為替の一時停止という断片的事実である。この小さな事件が政策全体のなかでもつ意味と、その機能とを考えようとするのであるが、予期した資料が得られなかったために、きわめて不備なものになったことを遺憾とする。ただ別個の史実から全体像の再構成を試みる場合の作業過程の一例としてみていただくことができれば幸甚である。<sup>(1)</sup>

(1) この時期を取扱った断片的な拙稿「五匁銀六十目通用令について」〔『史学』三六一・二・三〕、「五匁銀と南鐐二朱銀」〔『歴史教育』一三一—一〇〕、「宝暦—天明期の歴史的位置」〔『歴史学研究』二九九〕を参照していただきたい。

## 一

「大坂御金蔵え相納り候御年貢金銀其外諸向納共ニ、是迄ハ為替之もの共え申付、江戸御金蔵え相納候得共、大坂表より為替にて、江戸御蔵え相納候儀は向後相止、大坂御金蔵ニ有之金銀、此節より一度に拾万両ツ、差下候様可被致候、尤此末納金銀拾万両ニ及候ハ、早速差下候様可被心得候、彼地御遣方ニ可入程は、別段ニ江戸御金蔵より幾度ニも為替之者共え相渡、大坂御金蔵え相納候様可被致候」〔御触書天明集成〕二八三七〕

これは宝暦一二年四月に勘定奉行に宛てて出された御用部屋からの達書である。従来、大坂御金蔵銀御為替として、大坂から江戸へ為替送金されてきた幕府の西国における貨幣収入を、一〇万両単位で以後江戸へ全額現送せしめよ、大坂での支出に要するものは、江戸から為替送金せよという主旨である。

(1) 刊本『御触書集成』では「末」となっているが「末」の誤植と思われるので訂正しておいた。

大坂御金藏銀御為替は、周知のように元禄四年（一六九一）に始められたもので、幕府が御為替組と称された特権両替商に請負わせた為替送金の制度であった。大坂で御金藏から現金銀の下付をうけた両替商は、大坂、京都で江戸からの受取勘定のある問屋商人の江戸取引先宛の逆為替（「下為替」）を買ひ、これを江戸の支店、同業者に送って、江戸問屋から代金を取立て、所定の期日に江戸御金藏に納入する仕組みになっていた。幕府は御為替組に対して手数料を支払わない。ただし、大坂での交付から江戸上納までに六〇日（のち九〇日）の期間があり、両替商は問屋との為替取組に「打銀」を取得する権利が与えられていた（ただし例外的には逆打と称して打銀を両替商が支払う場合もあり得た）上に、不渡りの際の強制執行について公的な保障が付与されていた。

東西の生産力に格段の差があった当時では、商品は主として西から東へ向い、したがって東の西に対する支払勘定が圧倒的に多い。この関係を縫し得たのは、参勤交替制に基づく大名とその家族、家臣の江戸での消費生活を賄うための西国諸大名の江戸送金と、幕府の西国直轄領収入の江戸送金とであった。江戸での代金取立てによる上方問屋商人の京・大坂両替商での為替取組みが成立した条件がそこにあり、大坂御金藏銀為替の創始もまた同じであった。

大坂御金藏銀為替は、交付から上納まで六〇日（のち九〇日）の期間を認めていたから、為替は延為替の形をとり、それだけ信用の創出となる。それは上方の問屋商人にとって有力な金融の手段となり、荷主への前貸金や仕切前の依托商品の内金前渡資金を潤沢にして取扱量の増加と取引先の確保に役立つ。大坂が「天下の台所」たり得た条件の一つがそこにあった。<sup>(1)</sup>

(1) 大坂御金藏銀為替については『三井銀行八十年史』一一一—一四ページ、拙著『幕藩社会と商品流通』一八九—一九七ページ参照。

さて、さきに引用した『御触書集成』所収の勘定奉行宛達書が示している大坂御金蔵銀為替の中止について、御為替三井組の記録「例操鑑」十之巻「江戸御為替ニ相成候一件」<sup>(1)</sup>は、宝暦二年四月五日に三井組、拾人組、銀座、上田組に対して翌六日出頭すべき旨の御殿御勘定所からの切紙が来たこと、そして当日申合せて出頭した一同に対して「此度大坂御為替相止、江戸より大坂へ御登セ金銀は是迄之通、為替可相勤旨、御書付ヲ以被仰渡候」と記している。この命をうけた江戸の三井両替店は、即日、本店格にあたる京都両替店に詳細な報告状を仕立飛脚をもって急報した。その書状は京都から「通り走り」の急便で、さらに大坂両替店に転送された。大坂の三井両替店の「日記録」<sup>(2)</sup>宝暦一二年四月一三日の条に、その書状の全文が写し取られているので、長文にわたるが、つぎに引用しておく。

一 当月六日出江戸仕立飛脚之書状、京都へ向差為登、彼地より通り走りを以差下、今未刻着、左之通、

一筆申入候、然は昨五日御殿御組頭様方より御切紙にて被仰渡候儀有之間、今六日 御殿え罷出候様、手前・銀座・十人組・上田組え被仰下候ニ付、今日 御殿え我等并十人組嶋田八郎左衛門・上田金十郎・銀座中村吉右衛門罷出候処、御組頭様方御立会、被仰渡候は、是迄大坂御金蔵より御金銀為替にて江戸御金蔵相納候儀、向後相止メ、江戸表より大坂へ金銀差遣候儀は為替相勤可申旨、別紙之通御書付を以被仰渡候ニ付、是迄大坂へ江戸表より之御為替相勤候例無御座候、右之通御為登為替被仰付候時は大坂御為替之通月ニ三度宛於当地御金御渡被成下候儀ニ候哉と御伺申上候処、其儀は未相定り不申候段被仰渡、江戸より之御為替と申候ては為替之相手も無御座、甚迷惑奉存候、年来御用筋無滞相勤来候処、右之通被仰渡難儀至極奉存候、明日ニも御請申上度旨申上候処、吉川三郎右衛門様被仰候は是迄年来相勤来候御用筋、此度右之通被仰渡候ては差支候儀も可有之哉ニ候得共、被仰渡儀御請不致候ては思召之程も如何に候間、先御請差上、追て存寄等有之候は相窺候様被仰候ニ付、三組・銀座共無是非別紙之通請書差上申候、

一 右被仰渡候趣、御別座ニても被仰渡可有之処、於御廊下被仰渡候事故、御請書之儀、再応御延引被成下候様申上候処、右御書付之趣は、御老中様方より被仰出候重キ儀ニ候得は、請書差上不申候ては不相濟事ニ候間、何れニも請書差上、追て存寄之儀も有之候は申上候様ニとの御事故、無是非御請書差上申候、請書別紙写之通無印にて差上申候

一右之通之儀故、請書は差上候得共、何分是迄之通被仰付被下候様、外組一統幾重ニも御願申積ニ候、併一旦被仰出候儀、縦相願候共容易ニは相濟間鋪哉と被存候得共、幾重ニも御願申上候積ニ御座候、猶其元存入も有之候へ、可被申越候、但右被仰渡候御立会左之通

御勘定御組頭 佐久間郷右衛門様

右御同断 吉川三郎右衛門様

平御勘定 長谷部 藤藏様

右同断 藤本 豊吉様

右御四人様御立会被仰渡候

一右之趣被仰渡候節、此方よりも大坂表え通達申遣、来ル十六日渡りより御金渡相止候様申遣候間、其方共よりも銘々彼地え申遣、十六日御金日ニ御金請取不申様通達可仕旨被仰渡候、

一右之節、当時請込罷有候御金銀高、銘々書付差上候様被仰付候ニ付、明日外組申合、書上申積ニ候、猶又右一件願方外組申合相願可申候、扱々不存寄被仰渡、令当惑候、猶追々可申入候、以上

四月六日子刻出

松崎 專助

笠井 小兵衛

春木 彦七

野田 半次郎

加藤 惣次郎

次郎 右衛門

中井 敬方殿

中西 助四郎殿

岸本七郎兵衛殿

竹内 文次郎殿

宇野 十助殿

浅尾与七郎殿

被仰渡候書付左之通

為替三組之者え

大坂御金蔵より御金銀為替にて江戸御金蔵へ相納候儀向後相止め、江戸表より大坂表へ御金銀差遣候儀は是迄之通為替可致旨、松右近将監殿被仰渡候間、可得其意候、此段申渡候、

午四月

右請書左之通

覚

大坂御金蔵より御金銀為替にて江戸御金蔵へ相納候儀向後相止、江戸表より大坂表へ御金銀為差遣候儀は為替仕候様被仰渡、奉承知候、右為御請如此御座候、以上

午四月六日

御為替

三組

右の書状から、大坂御金蔵銀為替中止の申渡しは、少なくとも三井組にとっては突然のことで事前の内談がまったく行なわれなかったこと、しかも勝手方老中松平右近将監輝高の指示によることを明示し、かつ御廊下で申渡すという形式によって、有無をいわずに押しつけられたことが知られる。

この書状を受取った大坂の三井両替店は、翌一四日、他組と共に同地の金方役所を訪れたところ「御頭様えも被申上、未御金方えは御通達無之候得共、一統被申上儀ニ候得は（一六日の）渡し方相止め可申」との答えであったと、その日記録に記している。

一方、江戸からの急報をうけた京都の三井では、三都両替店の本店格である京両替店の店名前人であり、かつ御為替三井組の代表名前人でもある三井三郎助（高興）を、急遽大坂経由、江戸に送って事態に対処させることとし、

同人は一五日期大坂に着くと、直ちに町奉行奥津能登守忠通の邸を訪れている。このときの様子を同地両替店の日記録（四月一五日条）は「奥津様御目見有之、尤其節御用人衆を以被仰出候は、此度大坂御為替相止メ候段令承知候、右御趣意如何致候事哉承不申哉と御尋被仰出候ニ付、御返答被仰上候は、相止候と計ニて外ニ何も不奉承知候段被仰上候処、猶相更り候儀も候ハ、可申上旨被仰渡候<sup>(3)</sup>」と記している。当の大坂町奉行が中止の事情を知らず、逆に三井三郎助に問うているのである。

これら一連の三井側の資料からみる限り、御為替銀の中止は、単に御用商人との間に事前の内談を遂げなかったのみならず、大坂の大坂城代役所・町奉行所とも打合わせることなしに、勘定所が独自の判断に基づいて御用部屋の了解のもとに断行したものであったと想定される。これを傍証するものとして、大黒常是家の記録『金銀御吹替次第第七』（国立国会図書館所蔵）の記事がある。それによると、四月七日に、為替方が昨日召出されて大坂御金蔵銀為替中止の申渡しをうけたことを知り「為替方何れも氣之毒之由咄ニて候、如何様之儀ニて相止候哉相知れ不申候」と書かれていたのである。そして、同日、手代を三井組に赴かせて「内々ニて尋ニ遣」したところ、「右近將監様被仰渡候由ニて御勘定衆御廊下ニて被仰渡候、何之様子ニて相止候と申儀は無御座」との返事を得たにとどまったと記している。このように、事前の連絡も、目的の説明もなく、さらに大坂役所とさえも打合わずに行なわれた御為替銀中止が、幕府内部で、どのような手続によって意志決定がなされたのか、この時期の勘定所の記録を見出し得ないために、これを知らないことができない。しかし、そこに幕府政治の時代的表現の一例をみることもできると思う。

(1) 「例操鑑」一〇之巻、三井文庫所蔵史料 本四九〇ノ五。

(2) 「日記録」大坂両替店、三井文庫所蔵史料 本二九。

(3) 同右。

そもそも、封建制一般のうちで幕藩制をいかに特徴づけ位置づけるかという設問は、重要な、しかも困難な問題である。ただ、その場合、一つの象徴的な現象形態として、都市人口の相対的な大きさを挙げることはできると思うし、事実上の王権としての將軍権力の集中的な強大さを挙げることも許されると思う。平和と鎖国の条件のもとで、武士・商工業者から成る都市人口を養ったのは、農民の負担した年貢以外のものであり得ない。そして、そのような収奪の強さを支えた条件は、村高、年貢村請制に表現された村落共同体であり、より具体的には村落の内部構造としての、それぞれの生産力段階に照応した諸形態をとつての農民の家制度であつたと思われる。一方農業経営から分離した土地領主をしてそのような収奪の強さを支えた因子は、いうまでもなく武力の独占であり、したがって、將軍への権力の集中はその武力の他の領主に対する圧倒的強大さに原因するものであつた。全国生産力のおよそ三分の一に及んだ直轄地所有は、その強大な武力の経済的基礎であつたことはいうまでもない。

都市人口の大きさが象徴する幕藩制の特質は、それにとどまるものではない。その内容こそが問題であるのだが、それが一定の貨幣経済を体質的に内包していたことを示すものだからである。都市は、領主にとって年貢米——米という特定の生産物に貢租が少なくも原則的には一元化されていたところにもこの時代の特性があることは周知の通りである——を貨幣化する場であると同時に、武士、町人のみならず農民にとつても必要な生産財、消費財の手工業生産の場でもあつた。こうした原理的な組織でみる限り、城下町に代表される地方都市も、三都に代表される直轄都市も、同質のものであつたといつてよい。しかし、三都に代表される直轄都市のもつた機能は、単に城下町のもつそれと同質のものであるにとどまらなかつた。

身分社会では、その身分に應ずる消費生活が伴う。それは下の身分の者に対して権威のシンボルであると同時に、上の身分に対する忠誠のシンボルであつた。そのようなものとしての領主身分に応じた消費生活財は、そのほとんど

すべてを三都に仰がねばならなかった。しかも、それらの消費財の購入は、将軍がその発行権を独占していた全国通貨としての金・銀貨を媒介とせねばならず、領主の土地所有権の実現としての年貢米の幕府貨幣への換金は、その大半を三都において行なわざるを得なかったのである。それは、当時の市場形態によって規制されたものであった。事実上の王権としての將軍権力の基礎は、特定の市場形態のもとの領主経済の幕府直轄都市への不可分離性と、そこでの高級消費財生産、および年貢米の使用価値への交換を媒介する貨幣の幕府による独占にも存したということが出来る。

米納地代という幕藩制特有の地代形態は、主要生産物であると同時に最も商品性に富む米について、農民の市場機会を封鎖することに他ならなかった。ただし、そのことを農民からの全余剩労働の搾取に置きかえて、いわゆる第一段階の特徴づけとする理解を導きだすことには疑問がある。権力の側に、全余剩労働を収奪しようとする意図の存することは、段階の如何を問わず、自明である、しかし、その原理と現実の施策とを同一化してはならない。かりに第一段階に限定しても、農民の手に剰余労働の一部が残された事実を無視すべきではないと考える。農民の不断の勤勞による、生産の発展を無視してはならないからである。しかも、そうした農民の剰余労働が、農民にとって使用価値の増大である限り、それは村落社会の拡大再生産に資するであろう。そのような限りにおいて、農民の剰余労働は権力の基礎の強化に役立つ。

村落共同体の内部構造としての家々の結合関係の原理を、主従関係に求めるか、系譜的な本末関係に求めるかという問題には、ここでは触れない。ただ、右に述べたような村落社会の拡大再生産は、たとえ手作地主の複合家族の解体を方向づけたにせよ、分家自身の経営は部分的なものにとどまり、本家筋地主の経営のうちに囲い込まれて、その補完的機能を果たしていたのであり、そうした複数の経営体と自作農とから成る村落の構造そのものを変化させる要因

とはならなかったと思われる。

そのような量的な拡大から一步進んで、商業的農業なり、出稼ぎを含む副業なり、年貢余剰の増加とその販売なり、ないしそれらの複合した形態なり、要するに農民の市場機会への参加がどれほどか開放されてくるとき、村落構造は質的な変化を生ずるのであり、権力はその土地所有の実現のための制度を再編成せざるを得なくなるのである。それは個別領主の問題であると同時に、より多く幕府権力の問題として現象化する。

定免制、有毛検見法、石代金オークション法などによる地代増徴、直轄都市問屋商人の株立てと特権化、村方三役制（小前農民の村政参加）など、一七世紀末から一八世紀初頭にかけての一連の幕政の動向は、そうした基礎過程の変化に対する対応にはかならなかったし、一八世紀前半が幕府にとって年貢収奪の最高潮期となったのは、特定の内容をもった生産力上昇の成果吸収の結果にはかならなかった。

生産関係の複雑化に対応した年貢収奪の強化を具体化するためには、幕府機構の改変を必要とした。それが一七世紀末葉から本格的に進められて一八世紀に入った享保期にほぼ完成する封建官僚制の整備であったといえる。この時期に整備されたものを「將軍專制政治体制」の名で呼ぶことがあるが、それは將軍個人ないし少数側近者による恣意的な専制を意味するのではなく、官僚制支配の上に立つものであったことはいうまでもない。

常識的な記述をつらねすぎる嫌いがあるが、この段階での幕府官僚機構の具体的制度を、その経済的部局についてみておこう。その頂点にあるのは勝手方老中であり、これが勘定所を管轄する。勘定所は勝手方と公事方とに分かれ、前者は主として財政、行政を掌り、後者は訴訟、所刑などの事に当った。勘定所は御殿詰と下勘定所（大手門内）の二カ所に分かれており、奉行は年番をもって勤めた。享保一三年の制によると、下勘定所には取箇差出方、廻米方、普請方、新田方、知行割、中ノ間伺方、運上方、林方、諸入用方、起印方などの分課があり、直轄領の行政事務を主

として担当していたことが想定される。これに対して御殿詰は財政収支、物価、貨幣など、特に財政経済政策の立案とその運用に主たる任務があった。下勘定所には分課ごとに勘定組頭とその下僚である勘定および支配勘定が配置されており、御殿勘定所には勘定組頭二名と勘定二〇人が、それぞれ奉行のもとに勤務していた。これら勝手方役人の定員の数は、組頭一〇名、勘定一七〇—一九〇人の多きのにぼっていたのである。

このような勘定所の制度と並行して、老中直属の監査機関として勘定吟味役があり、そのもとに吟味方手附一〇名（内五名勘定、五名支配勘定）が配属されていた。この吟味方手附は明和四年に吟味方改役と改称されるとともに、その補佐として吟味方下役（初め定員一〇名、のち一七名に増員）が新設され、同じ勘定所所属の役人である普請役のうちから選任されるようになった。勘定吟味役は、格式上では勘定奉行より劣っていたが、職務の面での上下関係はなく、勘定所から出される公式文書は最終的に吟味役に廻達され、その捺印を得て初めて発令された。しかも吟味役は、そのような本来の監査機能を果たしただけでなく、経済政策の立案、施行を老中管掌のもとで実行することも事実上稀れではなかった。<sup>(1)</sup>

(1) 松平太郎『江戸時代制度の研究』上、九六九—七五ページ、九八四—八八ページ。

封建官僚制のもとでは、身分と職位とは「相当」すべきものである。その意味で享保八年に定められた「足高」の制（小身の者が不相当の職に就いたときに在任中に限り給付される）は、封建制が本来内包している世襲的な属性主義に業績主義を加味したという点で重要な改革であったといつてよい。

一八世紀二〇年代以後の幕府政治が、事実において、そのようにして整備された封建官僚制下の吏僚の立案に基づいて実施されたもの多かつたことは、享保一〇年の東海道宿駅、助郷制度改正と勘定所付代官の実態調査との関係にその一例をみる通りである。<sup>(1)</sup> そのもっとも顕著な例は、延享元年に行なわれた勘定奉行神尾若狭守春央を主体とし、

諸代官所を動員して行なわれた東海から中国筋にわたる広範囲な直轄領での商業的農業と農産物価格の村落別調査と、その結果に基づいて実施された有毛検見取法による収奪強化であった。<sup>(2)</sup>

(1) 拙稿「江戸時代中期における陸上交通の一断面」『史学』三四—一。

(2) 森杉夫「神尾若狭の増徴をめぐって」『布施市史研究紀要』三四。

いずれにせよ、一八世紀初頭に行なわれた幕府の封建官僚制の整備は、生産力の上昇に支えられた農民の年貢余剰と商品生産の展開、その結果としての農民的な商品流通の拡大に対する権力の対応として打出されたものであったが、この場合に一考を要するのは、貨幣経済の中核が幕府の所在する江戸でなく、大坂にあったという点である。その意味で検討を要するのは、幕府の出先機関としての大坂城代の機能である。

幕府が直轄領支配のために配置した代官の機能が、中央における官僚制の整備と並行して急速にその独自性を縮小し、勘定所の指示の範囲内での年貢徴収や支配所内住民に対する警察権（事実上それは徴力なものであり、農民一揆に対抗する力は持たなかった）および裁判権の一部を依託されていたにすぎなかった。代官所には、手附、手代などの下役があったが、かれらは正式の幕臣でなく、勘定所に登録されてはいたが、代官所限りの雇傭人ではしかなかった。

直轄領支配のための幕府出先機関としては、代官のほかに郡代があり、遠国奉行があったことは知られる通りであるが、同じ郡代でも美濃、西国、飛騨の郡代は勘定所支配であるのに、関東郡代は老中に直属していたというような区別があるし、遠国奉行にしてもすべて同列の組織なり機能を有していたとは思われず、それらに関する制度的な確認も、いまのわたくしにはできない。ただ本稿で問題になるのは京所司代と大坂城代とであり、特に後者に関してである。

大坂城代役所の機構についても、わたくし知識はきわめて乏しい。ただ、その下に幕府の場合と同様、番方と役

方とがあり、前者に京橋・玉造の両定番、大番頭、加番、目付などが含まれ、後者には破損井材木奉行、弓奉行、鉄炮奉行、具足奉行などと並んで、御金奉行、御蔵奉行、御船奉行などがあり、東西の両町奉行、堺町奉行、摂河泉播代官がその所管に含まれていたと思われる。そして、それら役方の各役所のほかに、幕府でいえば御殿詰に相当する城内御役動があつて、破損、蔵目付、小買物、塩噌、御石、欠所の六部局に分かれて、城代、両御定番の家中のうちから出役していたようである。<sup>(1)</sup>

(1) 神崎屋版、宝曆一年刊『大坂武鑑』三井文庫蔵B九七二—二一による。

このような城代所管の部局が編成されていたとして、それらの所管事項について大坂城代がどれだけの独自の権限を有していたのが問題である。制度上からみると、新任の大坂奉行が老中に差出す役誓紙には、

御城代御定番並相役人、万事御用に付而相談之刻、不殘心底申出、其上私之不立存寄、多分に付御為能方可仕候、相極候儀を陰に而何角取沙汰仕間敷事、

附、大御番頭御加番之面々、御目付衆御用之儀相談於有之者、是又御為能様可申談事、<sup>(1)</sup>

とあつて、城代の支配をうけて勤務することが定められていると同時に、別に

近国並西国筋之面々、公儀御仕置疎略之義承候者、無依怙最負、急度可致言上事、<sup>(2)</sup>

なる個条があつて、幕府直属の側面もあつたことを想定される。それは大坂城代の町奉行支配が完結的なものでなかつたことを示すものとも受けとれるであらう。<sup>(3)</sup>

(1) 松平太郎、前出書、二七五ページ。

(2) 同右、二七六ページ。

(3) 因みに、前出『大坂武鑑』によると、御金奉行、御蔵奉行として各二名の姓名とその禄高（二〇〇俵から七〇俵三人扶持までの間にある小禄の旗本であるが、役料八〇石が給付されている）、住所が記載されているが、それら両奉行に限つ

て、「外ニ毎年八月御交代之御旗本二頭御加リ」との注記がある。この注記の意味のとり方はいろいろあり得るが、一年交代で江戸の勘定所から二名ずつ出役して、常任の城代支配の奉行と共同執務したことを示すものとも理解できる。仮りにこの解釈が当たっているとすれば、大坂における金穀出納は勘定所の掌握、管理下におかれていたとみるべきであり、大坂城代の権限の独自性の制約を示す一例とすることができよう。

## 二

前節で幕府の官僚機構を取上げたのは、本稿が主題としている宝暦一二年の大坂御金蔵銀為替の中止が大坂城代役所との間に事前の連絡なしに、江戸での専断によって行なわれたことの意味を考えるためであった。「天下の台所」といわれたほどに、経済的な中核をなした大坂の位置と、それ自身部局制をもっており、かつ老中に劣らない格式をもつ大坂城代の存在を考慮するとき、この事例は多くの問題を含んでいると思われるからである。宝暦一年に大坂に蔵屋敷を置いていた大名は九六藩の多きに上っており、西国筋諸侯のみならず、土浦、高崎、館林、河越、古河などの関東大名や弘前、秋田など東北大名もこの地に蔵屋敷を置いていた<sup>(1)</sup>。しかも、宝暦期は江戸時代を通じて大坂の人口が最大に達した時期でもあったのである<sup>(2)</sup>。

(1) 前出『大坂武鑑』による。

(2) 幸田成友『江戸と大坂』。

さて、大坂御金蔵銀御為替の中絶が行なわれた宝暦一二年に先立つこと五年、宝暦七年一〇月二日の三井京兩替店から大坂兩替店に宛てたつぎのような書状が残っている。

(前略)

一御金方元ノ衆より四組連名手紙参、被仰聴候義有之候付、去ル晦日四ツ時前田伴次郎様御役宅へ一組より老人ツ、罷出候様

被仰聴候ゆへ、即御申合、御出候之處、伴次郎様并元ノ衆御立会、被仰聴候は、別紙書付指遣候間、得ト及相談、当月中頃迄ニ書付を以致返答候様、尤はつと不致、内分ニて取計候様ニ被仰渡候付、得ト了簡仕、追て書付を以可申上と御申上置被成候由、右書付之写別紙為御登被成候旨、御仮役御二方様ノ御立会無御座候由、此段為心得被仰聴致承知候、

一右退出之上、何れも下宿ニて御申談候處、銀座・十人組共京都へ掛合候上返答書之義重て御相談可申と申候由、上田方之義得ト及相談、是又重て熟談可致ト申候由、御紙面致承知候、

一右御書付之趣、御察候處、從江戸表御下知之事ニても無之、當時御益筋被仰上候砌ニ候へ、定て右御方様御趣向ニて可有御座、然レ共致難渋候時は江戸御沙汰ニ成行候様ニ可相成哉と御察被成候由、右之趣主中様方へ申上、返答書之義、当方存寄可御御意旨、於其元も御内談之上、外組と御相談可被成候由、御紙面致承知候、

一前件之趣、元方并御用方主中様方へ申上候處、為御替金銀ニ御利足付候様相成候てハ御用筋輕ク相聞得、外聞実義共甚難渋成儀、依之仲間熟談之上、何分御用捨之御断申上ル外他事有之間敷思召候、則御返答旁願書草案別紙相認指下申候、猶又其元御存念も有之候へ、除加被成、仲間御相談相極候上、重て其訳可被仰聴候、勿論先年舟サン（百五十の符帳——引用者注）日切之為御替ハ銀座と手前計相動候義故、仲間連名ニは罷成不申候、定て外組了簡も御用捨之書付指上候存念と致推察候、追て相談相極候うへハ不及申、元ノ衆へ手寄候て為御替ニ歩銀指上候様罷成候てハ御用筋輕々敷相聞得、此所甚難義迷惑仕義ニ御座候間、幾重ニも御用捨之御取合被下候様、情々内意御頼可被成候、先ハ右御報旁如此御座候、以上

十月二日

（下略）

文意を得難いが、大坂両替店からの書状に対する返事であつて、前三条は大坂からの書状の主旨を要約したものであり、最後の簡条がそれらに対する京都店の意見である。要するに、九月末日に三井、銀座、上田、十人組の御為替四組が前田伴次郎（御金奉行——『大坂武鑑』による）の役宅に呼出されて元ノ衆立会の上で書付を渡され、一〇月中旬までに書面での返答を求められたこと、四組はそれぞれ熟考の上、考えを持寄つて相談することにしたこと、大坂店としての推測ではこの件は江戸からの指令ではなく、大坂金方奉行の発意による幕府利益のための「趣向」であるが、事がスムーズに進まない場合は江戸の指令という形式に持込まれる可能性があると思われ、したがつて大坂店

としても熟考するが京都で主人たちにも相談して意見を聞かせてほしい、というのが大坂店からの書状の要旨である。これに対して京都店からは、御為替銀が利付になるのは「外聞実義共」に、はなはだ迷惑であるから、金方元メ衆にも働きかけ他組とも協力して、計画が実現しないように努力せよと指示し、提出する返答書の草案を別紙に認めたから、適当に加除するよう、また重ねて指示を仰ぐようにと指示しているのである。

添付されている返答書の草案は、長文でもあるので引用を略すが、

大坂為御替御用金銀、是迄日数九十日限、江戸御金蔵へ上納仕来候得共、此以後外ニモ月御貸付被為成、都合百二十日にて江戸表へ上納仕候様被仰付候へ、右増老ヶ月之分、年一割之分銀上納可仕哉ト御尋被遊、奉承知、左ニ御願申上候、

と書出されているから、前田御金奉行の「趣向」は、御為替銀上納日限を一ヶ月延期するから、その延長した一ヶ月分について年一割の利率で利足を支払わせようというものであったことが知られる。そして、さきに引用した書状によれば、これは大坂城代吏僚たる御金奉行の発案によるものであり、プランとして内示された限りでは廃案とする可能性を含むものと御用商人に受取られていると同時に、勘定所指令の形式に進むときは諸否の余地がないと認められていたことが示されている。

この大坂御金蔵銀為替の上納期限延長と利息付の案は結局実現をみるにいたらなかったと思われるが、翌宝暦八年三月には、再び前田御金奉行の発案と覚しい御金蔵金下げ計画が内示されている。つぎに掲げるのは、さきものと同じく三井京両替店から大坂両替店への書状である。

(前略)

一昨十四日御金方元メ衆より御手紙にて前田伴次郎様被仰談義在之候由、御両人之内御老人御出被成候様申参候故、則御出、前田様へ御面談被成候之処、被仰候は、金高ツサ万兩(四、五万兩の符帳——引用者注)御払金可被仰付儀も可在之間、内談仕候様ニと被仰渡候由、勿論御買上金之通、両替十人組・手前入札ニ被仰付候事之由、尤手前計へ御内意之様御口振ニ相聞

得候旨、依之大岡市郎左衛門殿宅へ御出、右被仰渡候趣是迄無御座御儀ニ付、得と御内意御尋被成候処、大岡氏被申候は、拙者共曾て不存、全体於当地御弘金と申儀は無之事ニ候、併去年後藤庄三郎方より古金引替元手金拝借仕度旨、於江戸願上候哉、御勘定所より通達有之、金高佐万両（五万両——引用者注）去年中御買上ニ成、右之内イ万佐仙両（一万五千両——引用者注）後藤え相渡、分判ニ吹替致上納、都合佐万両（五万両——引用者注）于今御金藏ニ在之候、然ル処、古金出方無之哉、一向後藤より請取不申候、此金高自然御弘ニ相成可申哉、是以御勘定所より通達在之、其上御城代様へ窺相濟候上ならてハ御弘ニは相成不申候、自御勘定所通達在之候得は、何分拙者共手掛不申事ハ無之候、今日迄右躰之通達ハ無御座候、右被申渡候儀は何とも合点不參候、乍然件次郎殿存寄も有之、相尋之申事哉、何れニ得と御勘弁之上、御返答可被成と御申之由、一右之通ニ付、近々ニ御返答御申上可被成御積之由、乍然外ニ子細も無之、大金高一度ニ被仰付候ては手前ハ勿論、外組共可致難渋、何卒兩三度ほどニ追々入札被仰付候は指支も無之、御請仕、其時々相庭を以入札可指上儀と思召候之旨、右之通御返答御申上被成候より外在之間敷との義、先当方為心得被仰聞候由、猶当方存寄も候ハ、可得御意之旨、尤前文之通、手前限御内意之御事、元メ衆も存不被申程之儀ニ御座候得は、其許御為替組合ニも曾て御沙汰不被成候間、此段相心得候様被仰聞、当方存寄申入候上、件次郎様え御返答御申上可被成ニ付、今夕御報可申入旨、御紙面致承知候、

一前文大岡氏内密被申聞候通之事ニ候得は無覺束思召候由、前田様御一存之御事ニ候ハ、密ニ可被仰談処、御同役様方間近御寄会被成、其上元メ衆より手紙にて申參候得は、旁元メ衆存不申儀は在之間敷、此段如何と御察、件次郎様御一存之思召にて手前計御内談之御心にて被仰聞候得は、格別急成御事共不相聞候、右御返答は何れニ一兩日中御申上被成候御積之由、一前文之趣、手前筋へ御内々被仰渡候儀、最早昨日兩替内ニは存居候ものも在之様ニ沙汰相聞得候由、此段為心得被仰聞、御紙面致承知候、

一右一件、別て当方存寄無之候、其許思召入之趣にて、程克御取計可被成候、以上

三月十五日

（差出、宛書略）

前田御金奉行から呼出された三井大坂両替店は、四、五万両の金貨を御金藏から払下げる計画がある旨の内旨をうけ、前田の下役であり組同心の元メの一人である大岡市郎左衛門に子細を聞いたところ、同人は初耳であり、ただ前年に勘定所の通達によつて、金座の後藤庄三郎から旧貨引替えのため買上げた金貨が五万両金藏に退蔵されているか

ら、それを払下げようというのかも知れぬ。それにしても金貨払下げは勘定所の指令を要するし、城代の認可も手続上必要であつて、事がそこまで運んでいるならば自分が知らぬはずはない。奉行一存の「存寄」であらうとの答えであつた。奉行の私案であるなら、急々に実現するとは思われないが、その場近くに同役もいたことであり、元ノ衆から呼出しがあつて出頭したのだから、元ノ衆が関知していいとも考えられない。その間の事情が不明であるけれども、一時に高額の金貨払下げが行なわれては自分の店ばかりか同業者も困惑するから、二、三度に分割してもらう願うつもりでいる。京都店の意見はどうかと尋ねたのである。それに対して京都店としては別に意見はない、大坂店で然るべく取計えと答えているわけである。金貨払下げというのは、大坂金蔵に収められている金貨を、両替屋の手を介して銀貨を上げることにはほかならない。前年度の金座出願によって大坂で買上げた金貨であるか否かは別として、大坂金奉行が同地金蔵の金貨をその地で銀貨に代えようと計画したことだけは明らかである。そして、右の書状によつて、そのような措置も、江戸勘定所の認可なしには単独で実行する権限を大坂役所が持たなかつたことを知ることが出来る。

この大坂での金貨払下げ計画の内示があつた翌年、すなわち宝暦九年四月に、三井の江戸両替店はつぎの書状を京都に送つて<sup>(3)</sup>いる。

一 御殿より手前・十人組・上田組御呼出しニ付、今日何も罷出候所、御組頭様方御立会、御隠便ニ被仰渡候は、御払銀可被仰付候間、御益ニも相成、又は格別相庭之障ニ不相成様勘弁仕、存寄可申上、尤御指急ニは無之、来春迄ニも追々ニ可被仰付旨、御高之儀何程御座候哉相伺候所、高之儀ハいか程成とも、先シ万両(十万両——引用者注)ニても、セシ万両(二十万両——引用者注)ニても追々可被仰付との御事、

一 右御払銀之様子、何之意味も不相知、当時御金蔵ニ御銀多ク候ニ付、御払被仰付候趣ニ被仰渡候、何とも難渋成儀ニ御座候、仍之三組得と相談いたし、明後日御返答申上候積御座候、右之儀御隠便之事ニ候間、一切御沙汰被成間敷候、且大坂へは其

元より御内通可被成候、

一手前存寄、荒方別紙之通ニも取計可申哉と存候、則写指登せ申候、御覽可被成候、

一人組は三組えマ万両（三万両——引用者注）程、相場ニエ入（七分——引用者注）引上ケ、五ヶ月延之積御奉公ニ御請可申、其余之儀ハ右上納相済候上、又々其時之相談ニて御払銀請可申趣ニ相聞ヘ申候、併是以得と相談極り候事ニテハ無之候、此儀は利安之金借り請申工面合之了簡と被相察候、上田組了簡合、未相知不申候、猶跡より可得御意候、先右之段為可申入、早便を以如此御座候、以上

四月廿八日

江戸では勘定所が銀貨の払下げを御為替組に内示しているのである。一年近くの期間をみて追々に払下げ、その額は一〇万両分になるか二〇万両分になるか未定だという。三井の江戸両替店は、この銀貨払下げの意味を解しかねている。勘定所も、御金藏に銀貨が多くあるからとしか説明しないという。右の引用文中にみえる別紙の三井組の答申案といふのはつぎのごときものであつた。<sup>(4)</sup>

以書付奉申上候

一御金藏ニ当時御銀多御座候ニ付、銀子御払可被仰付候ニ付、御益ニも相成可申筋随分勘弁仕、相場指障ニも相成不申様、急成御儀も無御座候間、当時之様子并追々之趣、存寄之仕方等書上可申旨被仰渡奉畏、則左ニ奉申上候、

一右御払銀之儀、御隠便ニ被仰渡候付、掛り合之者計打寄、内々相談仕候所、当時銀子入用之儀も相見得不申、此間より銀相場少々宛も日々引下ケ申候、少々之御銀ニても御払と御座候ハ、格別相場ニ差障、其上御高之御儀故、別て捌方無覚束奉存候御事、

一御為替上納銀、月三度宛之儀、御高も月々余程ツ、御座候ヘハ、其時々相場次第御窺申上、随分出情仕、金上納仕候様ニ相働可申奉存候、是迄銀子捌口御座候節ハ上納銀時々相場等ニて相伺、金納仕候ても相場之指障ニも相成不申候、夫共此末時節ニ寄格別相庭ニ相障候節歟、又ハ捌兼候節ハ其段奉申上、矢張銀納可仕候御事、

一右之通御座候得共、銀子捌口も在之候節ハ三千兩程宛之儀ハ其時々相場を以、隠便ニ奉伺、御銀奉請取、相払可申候、右御

代り金上納之儀ハ凡三十日程宛も日延被仰付被下候様仕度奉存候御事、

一右御払銀之儀、上方ハ銀子多ク通用仕候所ニ候得は、壹万両程ツ、大坂杯ニテハ金子御買上被仰付候共、格別相場ニ相障申筋も在之間敷哉奉存候、此等之趣、存寄可奉申上旨被仰渡候付、乍恐奉申上候、以上

月 日

つまり、現在、江戸での銀需要は少なく、銀相場も下落気味の情勢にあるので、高額の銀貨放出はいっそう困難であるといひ、現行の御為替銀金納の相場について今後とも善処するつもりであると述べ、ただしこれとても相場次第で銀納を余儀なくされることもあり得ると、予防線を張っている。ただ、市中での銀需要の状況をみはからって、一度に三〇〇〇両程度のことであれば、銀貨放出を引請けることも考慮し得る。その場合は代金上納まで三〇日ほどの余裕をみてほしいとも述べ、最後に銀貨の放出は江戸よりも、銀貨通用度の高い関西の方が都合がよいはずであり、一万両ずつ程度のことであれば大坂では金相場に変動をもたらしことなく金貨買上げが可能であると思われると結んでいるのである。

なお、江戸からのこの報告をうけた三井の京両替店は、直ちに大坂店に対してつぎのような指示を与えた。<sup>(5)</sup>

一筆致啓上候、然は昨夕江戸状致着候付、則写差下申候、御一覽可被成候、尤右状面ニテは指急候儀ニても無之候得共、万一急ニ被仰付候時は江戸表差支相成可申、依之金子買入置申度候、併最早其元両替えも右之様子相聞得、相庭引上可申哉と存候、就夫、先其御地元方有銀だけ并本店為登為替も可有之存候間、御尋合、正味カシイ、マ入サリ(六十一匁三分五厘——引用者注)迄ニ候ハ、金高サエ仙両(五、七千両——引用者注)迄御買入可被成候、

一右金高為用意、江戸え遣申度候間、明後七日八日之内、江戸為替不残御取組可被成候、尤逆打出候ニは不及、無打相手次第為替御差出可被成候、依之通り走を以申入候、以上

五月五日

(差出、宛書略)

つまり、江戸からの書面の写しを同封し、万一急に命令が出される場合を予想して、大坂で金貨を買入れ、江戸へ為

替で急ぎ送金せよと指示しているのである。金貨の買入れは、すでに大坂の同業者間でも行なわれているであろうが、大坂店の現在銀と大坂呉服店へ送金されてきている為替銀で、一兩につき銀六〇匁三分五厘までの相場で五〇〇〇—七〇〇〇兩を買入れ、江戸向けに金為替を至急取組んで江戸に送金せよ、ただし為替は逆打（両替商が問屋に手数料を支払う為替取組み）をするに及ばぬ、無打（無手数料）で取組むようにと指示しているのである。<sup>(6)</sup>

(1)(2)(3)(4)(5) 「内番状刺」京両替店 三井文庫所蔵史料、別七八一による。

(6) なお、勘定所の銀貨放出案に対する十人組の答申は、「私共組合申合、段々相談仕候処、此節先頃より銀相場日々二直にて捌兼申候、元来御当地金遣之場所にて御座候故、四五千兩分之銀子にても弘方御座候節ハ殊外捌兼、相庭下直ニ相成申候、殊更御銀高之儀ニ御座候得は、弥下直ニ相成可申と奉存候、別て当時金子入口も無御座時節にて、御奉公筋相働出来仕兼候間、追て宜キ時節、書付を以存寄可奉伺候、右御断申上度如此御座候」という内容のものであり、なお上田組の答申は「私共方、両替商売不仕候ニ付、右御尋被遊候趣不案内御座候、是迄御買上ケ等之節ハ両替屋え申付、御用奉相働候、此後為御替上納御銀、其時々銀相場を以金上納被為仰付候ハ、出情仕、可奉相働候、今般之御趣、外両替屋え相談仕候ハ、自然と世上え相聞得、銀相庭下直ニも可相成哉と奉存候、依之今般之御用私共方御免被成下候様奉願上候」となっていた。もつとも、五月一日付の三井江戸両替店の京都への書状によると、十人組は三組へ三万兩ほど、三ヵ月延納なら相場の五分上げ（一兩について銀二分の一匁市中相場に上積みの意）、五ヵ月延納なら八分上げの条件で払下銀を引請ける意図をもっており、三井組はさきに引用した答申案通り、上田組も上掲通り謝絶の意志で、三組三様の反応を示したことが報ぜられている。そして「御益之筋相考、何レ共相働候様」との当局の再指示をうけて、三井組は当月上納の御為替銀上納について相場に二分上げで金納する意志を「外組え不及相談、明日手前計」りで上申する予定であると報告している。さらに、この御払銀が実行されるならば、「所詮当地にて金子買入出来申間敷存候、然ル時ハ其許引受ニいたし、正銀登せ金子取下申工面合、何れニ此度之儀ハ失墜もの、損銀無数候様ニと存候」と結んでいる。払下げられた銀貨を京都に現送して金貨を買入れ、それを再び現送するはかなかりうというのである。京都店が大坂店に対して、無手数料の江戸向け金為替を買えと指示したのは、現送の手間も省くための手段に他ならなかった（以上、三井文庫所蔵史料 別七八一「内番状刺」による）。

宝曆一二年四月の大坂御金藏銀為替中止に先立つ數年間に、大坂と江戸とで金藏金銀の処置がそれぞれ計画されたこと、すなわち、大坂では宝曆七年に御為替銀上納期限の延長とそれに伴う利足上納制、同八年に金藏金貨払下げが計画され、江戸では同九年に金藏銀貨払下げ計画が行なわれたこと、そして三井など御用商人は大坂役人の計画は私案程度として自己の利害に基づく賛否の意志表示の可能性を見込んでいたのに対して、江戸勘定所の計画は賛否にかかわらず実現の可能性を認めてその対策を早急に講じていたこと、などが前項の資料から窺われたのであった。勘定所の専断による宝曆一二年の御為替銀中止を含めて、これら一連の施策ないし計画は、いったいどのような意味をもつものであったらうか。

幕府の年貢収入と財政収支の趨勢は、向山誠齋の『癸卯雜記』によって知られるが、それによると、元文元年から延享二年までの一〇年間の年貢収入平均を一〇〇とすれば、延享三年から宝曆五年までの一〇年平均は一〇五・五、宝曆六年から明和二年までの一〇年平均は一〇四・二という数字を示している。そして、これらの三期はその前後に比してもっとも高い数字である。すなわち元文元年に先立つ一〇年間の平均は九三・五、また明和三年以後の一〇年間平均は九六・一、その後の一〇年間平均も九二・六、八九・四という数字になっている。つまり、享保―延享の収奪強化策は、宝曆末年ころまで幕府の年貢収入の増加として結実したといえるのである。ここで取上げている大坂および江戸の金藏金銀に関する操作の問題は、まさにそのような時期に係わっているのである。

『癸卯雜記』による幕府年貢収入で、御取箇辻の上で米納と定められている石高と、現実に米納された石高との比率を求めてみると、元文元―延享二年の一〇年間平均は六四・五パーセントとなっている。それがつぎの一〇年間の

延享三—宝暦五年では平均五八・一パーセント、さらにつぎの宝暦六—明和二年の一〇年平均は五七・〇パーセントという数字を示している。このことは、石代金納部分が元文—延享を一〇〇とすれば、つぎの一〇年平均が一八、つぎの一〇年平均が一二一と増加していることを示すのである。そして、これが現物納部分の絶対量を、右の三期の一〇年平均の上で、八〇万二〇〇〇石から七八万四〇〇〇石、七六万石への減少となって現われているが、それぞれの時期の平均現物米支出が七四万八〇〇〇石、七二万一〇〇〇石、七七万七〇〇〇石という数字を示しているので、第一の一〇年平均では五万四〇〇〇石、第二の一〇年平均では六万四〇〇〇石の販売可能部分があり、第三の一〇年平均では一万七〇〇〇石の不足を生じていることになる。そして、第一、第二の時期にしても、その販売代金は幕府収入のうちで占める割合はきわめて小さいのである。

右の概算から言い得ることは、この時期での幕府財政は石代金の換算率の高下によって左右されるところが大きく、しかもその重要性がますます増大する傾向にあったという点である。

なお、収奪量の低下し始めた明和以降についてみると、元文—延享を一〇〇とする石代金納部分は、明和三年以後一〇年平均で一三一、安永五年以後一〇年平均で一二五となっていて、その割合はいっそう大きくなっている。したがって、現物納の絶対量は当然大幅に減少しており、元文—延享の平均八〇万二〇〇〇石に比し、明和三—安永四年の平均は六三万八〇〇〇石、安永五—天明五年の平均は六三万九〇〇〇石となっていて、指数で示せば元文—延享の一〇〇に対してそれぞれ五三・三、五五・五である。そして明和—天明年間では、現物米支出が現物米収入をほとんど恒常的に超過しているのである。<sup>(1)</sup>

(1) 向山誠斎の『癸卯雜記』四所収の「御取箇辻書付」「御年貢米・御年貢金其外諸向納渡書付」は『江戸叢書』巻八、『日本財政経済史料』巻一、巻一〇に印行されているほか、辻達也、松本四郎の校訂（洋数字の使用など体裁を改めてある）

が『横浜市立大学論叢』第一五巻に掲載されている。本稿ではこれを使用した。

年貢米は、それが現物納されるにせよ代金納されるにせよ、封建地代としての本質に変わりないし、その意味では単なる形態変化であるにすぎない。しかしなおこの形態変化——いまの場合では米納から代金納への変化——は、その変化の仕方うちに、領主と農民との間の力関係がはらまれているのみならず、生産と流通の在り方によって、同一の形態変化が個々の農民および町人にとっては収奪の強化ともなり致富の機会ともなり得るといふ意味でも、けっして軽視さるべきものではない。

代金納の場合の換算である「石代値段」は、力関係と米価とによって決定された。同じ畿内の幕領の三分一値段でも、宝暦元年を例にとると、摂津で五八匁八六五、和泉で五七匁九二六、大和で五四匁九七九という異なった数字が示されているのはこのためである。そして、この年の西摂津三郡の米価は五七匁五、同武庫郡上瓦林村岡本家の記す米価は五七匁三とあり、また『三貨図彙』によるこの年一二月の大坂における米相場は筑前米五五匁二、肥後米五八匁五となっている。摂津農村の米価が大坂相場を若干上廻りつつ、ほぼ同様の波動をもって変動していたことについては、山崎隆三の検証によって明らかであり、それは大坂相場によって周辺農村の米価が規制されていたことを語るものにほかならない。<sup>(1)</sup>そして五八匁八六五という石代値段は、そのような、大坂相場に規制されつつ形成されていた摂津の平均米価を基準として、それに力関係を加えたところで決定された価格であったとみてよい。

その意味では、和泉、大和の石代値段が摂津のそれに比して一匁—四匁の差を存していることは、大坂相場の規制力の相対的な弱さ、換言すれば市場の単一化の未完成さを示すものといえるかもしれない。

(1) 山崎隆三「近世後期における農産物価格の動向」(大阪市立大学『経済学年報』第一九集)。

代金納部分が増して現物米による徴収が減少しつつあったこの時期では特に、大坂における米相場は諸大名が廻米

して来る蔵米と商人が廻米して来る納屋米との量と需要の関係によって決定される側面が増していたはずである。ここで、さきの幕府収納に合わせて一〇年平均の筑前米相場を計算してみると、元文元—延享二年が六六匁三四、延享三—宝暦五年が五九匁七七、宝暦六—明和二年が五八匁一七、明和三—安永四年が六一匁三〇となる。初めの一〇年平均を一〇〇とすれば、九〇、八八、九二である。つまり、幕領における年貢の収奪強化、代金納部分の増加は、時間的に大坂米価の低落と重なっているわけである。

代金納部分の増加は、農産物の販売のされ方に大きな問題点を含んではいるけれども、いずれにせよ一定度の貨幣経済の農村への浸透を条件としてのみ可能である。しかし、そのことが直ちに農村における米需要の増大を意味するとは限らない。大坂の市中人口が恐らくピークに達したとみられている時期に、その地の米価が低下している事實は、後述する通り他の種々の要因の介在を考慮しなければならないけれども、概括的にいえば、農民の米需要の増加を否定するものとうけとつて大過ないであろう。代金納のために在方で商品化された年貢米が、在地市場で消化しきれないため商人米として大坂に送られ、それが大坂の米価低落に拍車をかけたという想像も不可能ではないであろう。

ここで問題になるのは、大坂でこの時期に低下したのは米だけであったのかどうか、他の主要諸商品の価格はどう動いていたのかという点である。この点については、資料が不備であるために、充分検証することができない。しかし、例えば線綿相場は元文元年に綿一〇貫目につき銀二五〇匁、同二年に二七三匁九であったのに対して、宝暦六年には一八二匁九という数字を示している。元文元、二年の平均を一〇〇とすれば、宝暦六一〇年の平均は七六に低下している。単にこれだけのデータから一般化することには不安が多いけれども、この時期の大坂の物価は、米のみならず、諸商品もまた低下の傾向にあったのではなかったらうか。

(1) 前出山崎隆三論文による。

第1表 大坂・津・上田米価表

	大坂 (1石 =付銀)	津 (1兩= 付米石)	上田 (1兩 =付米石)
宝曆 2	(44.7)	1.40	1.45
3	(42.0)		
4	57.5	1.012	1.50
5	93.5	0.80	0.95
6	75.2	0.916	1.40
7	64.7	0.976	1.15
8	68.5	0.888	1.10
9	55.8	1.260	1.70
10	52.0	1.372	2.05
11	53.5	1.372	2.05
12	71.7	1.020	1.20
13	60.2	1.028	1.17
明和 1	56.5	1.136	1.40
2	64.9	0.968	1.42
3	61.8	0.968	1.32

大坂は『三貨図彙』による肥後米相場、山崎隆三の算出値を用いた。津は『三重県地方史研究必携』、上田は大石慎三郎『江戸時代物価史に関する若干の問題』（『商経法論叢』13—4）による。

然として、波動そのものには共通性が認められる。すなわち、宝曆五年—八年に騰貴がみられ、同九、一〇年を底にして一二年ころから回復に向かっている。ただし上田では一三年以降再び下落しているという相違を見逃すことができない。そして、この上田の動きは、上州松井田付近の相場を反映していると思われるのみならず、三州刈谷の小売価格<sup>(2)</sup>とも共通性をもっていて、中部から関東にかけての傾向を示しているかと思われる。

(1) 大石慎三郎「江戸時代物価史に関する若干の問題」(『商経法論叢』一三—四)。

(2) 宇野幸男『刈谷藩に関する研究』第三部「物価編」。

筆者はかねてから、江戸時代の経済にみられる金経済圏と銀経済圏の並存、両者の相互関係としての金銀相場の問題を指摘してきた<sup>(1)</sup>。そして、いわゆる田沼期に行なわれた一連の経済政策には、金経済による一元化への指向が存し

ここで、宝曆期の大坂の米価の動きを、伊勢の津、信州の上田のそれを添えて年次をもって表示してみよう(第1表)。いうまでもなく、大坂の場合は米一石に対する代銀であるから数値の大小がそのまま米価の騰落を示すのに反し、津、上田の場合は金一両に対する米の量であるから数値の大小と米価の騰落は逆の関係を示している。これら三地の米価の動きを比較すると、中央市場であるだけに大坂のそれは波動が相対的に小さく、他の兩地は局地的な豊凶その他の条件によって大きな波動がみられるのは当

大坂御金蔵銀為替の中絶始末（中井）

第2表 大坂銭・金・米相場表

	銭1匁文=付銀(匁)	金1兩=付銀(匁)	米1石=付銀(匁)
宝曆 2			(44.7)
3	(13.12)	(59.10)	(42.0)
4	14.35	59.10	57.5
5	14.50	61.40	93.5
6		61.93	75.2
7	14.08	61.58	64.7
8	14.20	60.82	68.5
9	15.78	61.95	55.8
10	15.55	65.08	52.0
11	15.43	63.00	53.5
12	15.59	61.90	71.7
13	15.62	62.88	63.4
明和 1	15.54	62.80	56.5
2	15.50	63.72	64.9
3	15.44	63.65	61.8

(出所) 銭および金は『大坂市史』所引史料による12月仕舞相場、カッコ内は『三貨四貨』による。米は第1表に同じ。

たと考えるのであり、先走って言うなら、宝曆一二年に始った大坂御金蔵銀為替の中絶もまた、そうした一連の政策の裡で理解すべきものと思うのであるが、ここでは、そのような政策の打出されてくる条件や、政策の果した機能を、やや詳細に検討することを目的としているので、大坂における米を中心とした物価下落とその回復の事実そのものについて、なお若干検討を加えてみたい。

(1) 拙稿「金と銀」(『江戸と上方』至文堂刊所収) 参照。

かつて野村兼太郎は、江戸時代の諸貨幣のうちで、諸商品の等価物としての貨幣機能にもっとも純化されていたものは銭であったと説いた。<sup>(1)</sup> この見解にもなお検討の余地はあるが、品位の変化とともにその価値を変化することの少なくなかった金銀貨に比して、銭が相対的な意味でもっとも貨幣的な貨幣であったことは、原則的には承認し得る。

そこで、さきに掲げた大坂の米価が、同地での銭相場および金相場の動きとの間にどのような関連性をもつかを一応検討しておく。資料が断片的であるために確認することはむづかしいが、銭相場によって銀の貨幣価値の変動の目安とすることが許されると仮定して、それと銀貨による米価の変動とをみくらべてみると、宝曆三年の銭一貫文銀一三匁一二、米一石銀四二匁を基準にとれば、銭相場の騰貴、すなわち銀貨の価値の低下と、米価の騰貴という相関関係が認められる。しかしその関係は規則的ではない。すなわち、銀の価値が八・六パーセン

第3表 江戸銭・銀相場および切貨表

	1両 = 付銭(文)	1両 = 付銀(匁)	切貨
宝暦 2	4,360—4,490	59.10—60.35	0.25
3	4,290—4,465	59.10—60.60	0.25
4	4,170—4,385	58.85—60.20	0.20
5	3,880—4,370	58.85—61.90	0.30
6	3,945—4,275	60.90—62.45	0.10
7	4,185—4,310	60.85—62.35	0.10
8	4,250—4,380	60.00—61.90	0.10
9	4,340—4,460	60.30—62.35	0.10
10	4,135—4,420	61.70—65.70	0.05
11	4,025—4,260	61.30—65.30	0.15
12	3,986—4,170	58.80—63.60	0.10
13	4,030—4,145	61.80—64.15	0.10
明和 1	4,010—4,080	61.85—63.60	0.25
2	3,960—4,114	62.90—64.05	0.30
3	4,010—4,060	62.75—64.70	0.20

(出所) 『両替年代記』による。

ト下落した宝暦四年に米価は三六・九パーセント騰貴しているし、銀が同じ一五パーセント下落しているにかかわらず、米価は宝暦一年に二七・四パーセント、明和三年に四七・一パーセント騰貴しているのである(宝暦一年に買米令が出て米価の人為的引上げが行なわれたことを無論考慮に入れなければならないが)。以上の不十分なデータからではあるが、大坂の米価は同地の通貨である銀貨の貨幣価値と関係があると同時に、その関係は一義的なものでなかったと概括できるかと思われる。

(1) 野村兼太郎「徳川貨幣制度の本質について」(『史学』一七三)。

つぎに金相場と米相場との関係をみると、ここでも銀の金に対する交換価値が下ると米価が騰貴するという関係がほぼ認められると同時に、例えば四・〇パーセントと九・一パーセントの銀価値の低下がみられた宝暦七年と同一〇年とで米の騰貴は五四パーセントと二三・八パーセントという大きな開きを示していて、両者の関係が一義的なものでなかったことを語っている。もっとも、この金銀相場の影響は、金経済圏におけるそれとの対比においていっそう問題になるのであるから、同じ時期の江戸の銀相場および銭相場を一瞥しておこう。

この時期の江戸における銀・銭相場については、同地の本両替仲間の記録によって編集された『両替年代記』

第4表 江戸・大坂の銭・金銀・米相場対照表

	銭 相 場		金 銀 相 場		米 相 場	
	大 坂	江 戸	大 坂	江 戸	大 坂	江 戸
宝曆 2		100.6—101.6		100—99.6	106.4	100.0
3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
4	91.4	97.2—98.2	100.1	99.3—99.6	136.9	118.5
5	90.5	90.4—97.9	96.3	99.6—102.1	222.6	159.3
6		92.0—95.7	95.5	103.0—103.1	179.0	166.7
7	93.2	96.5—97.6	96.0	102.9—103.0	154.0	166.7
8	92.4	98.1—99.1	97.2	101.5—102.1	163.1	151.9
9	83.1	99.9—101.2	95.4	102.0—102.9	132.9	137.0
10	84.4	96.4—99.0	90.9	104.4—108.4	123.8	118.5
11	85.0	93.4—95.4	93.8	103.7—107.8	127.4	129.6
12	84.2	92.9—93.4	95.6	99.5—105.0	170.7	133.3
13	84.0	93.9—95.1	94.0	104.6—105.9	151.0	133.3
明和 1	84.4	91.4—93.5	94.1	104.6—105.0	134.5	122.2
2	84.6	92.1—92.3	92.8	106.4—105.7	154.5	148.1
3	85.0	93.1—94.4	92.9	106.2—106.8	147.1	174.1

(出所) 第2表および第3表の数値により作成。宝曆3年を100とした。

が存するために、大坂の場合よりもやや詳細に知ることがができる。それによると、銭相場も年間でかなりの変動があり、銭の需要によって金貨との交換価値に変化がみられたこと、したがって金銀貨の貨幣価値の变化を銭相場に換算することには問題が残ることが示されている。しかし、そのことが直ちに銭に換算することでの物価の統一的理解という手段を無意味にするものであるとは思われない。そのような前提で、江戸における銭に対する金、銀に対する金の交換価値の動きに、切貨の額を添えて表示したのが第3表である。切貨というのは、小判と分判（小額金貨）との交換に際して両替商が顧客から取得する手数料のことであって、その額の高下がある程度まで江戸の商況を反映していたと思われるものである。第3表を通じて観取される傾向は、金の銭に対する交換価値がゆるやかな低下を示すとともに金の銀に対するそれは騰貴を示していたこと、そして銀相場の下落と切貨の増加がほぼ並行していたことである。

この時期の江戸の市中米価についての資料が見当たらないのは探訪の不足によるもので遺憾にたえないが、便宜的な手段として御蔵前米値段（『吹塵録』による冬値段）を援用して、大坂、江戸両地の錢相場、金銀相場、米相場の動きを、指数で表示すると、第4表のようになる。つまり、大坂で銀の錢に対する交換価値が低下傾向にあったのと同様、江戸でも金の錢に対する価値が低下していたこと、大坂での銀の金に対する価値が低下傾向にあったのと並行して、江戸では金の銀に対する価値が騰貴傾向にあったことが窺取されるのである。

このような数字が何を表現しているのか、その事実関係に対して幕府の官僚がどのような認識をもったのか、かれらが打出した貨幣政策はどのような係りあいと意図とをもち、またそれがどのような機能を各階級に対して果たしたのであったか。問題は、ここから始まるのであるが、それらを解く鍵の一つが、大坂の経済機能にあることは誰れの眼にも明らかであろう。その意味で、素材として「天下の台所」としての大坂の重要な支柱であった金融事情を、三井の同地両替店の記録から抄出してみることにする。

（未完）